

医事紛争委員会細則

平成 26.6.8 制定

” 28.6.7 一部改正

(委員会の名称)

第1条 広島県医師会委員会規程第2条の規程により、広島県医師会医事紛争委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

第2条 本委員会は、医事紛争の未然防止・医療安全について対策を講じると同時に、会員が安心して医業を行えるよう、医事紛争解決を支援し、会員の精神的負担を軽減することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 医事紛争処理に関する事項
- (2) 医師賠償責任保険に関する事項
- (3) 医事紛争防止対策に関する事項
- (4) その他目的達成のため必要な事項

(委員会の組織)

第3条 目的達成のため、本委員会に下記を設け、役割分担する。

(1) 合同審議会

原則月に1回開催し、全委員を招集し、各審議会での審議内容の報告を行い情報共有する。

また、理事会に上程する案件や、その他本委員会運営に関わる全般について協議する。

(2) 保険審議会

広島県医師会と医師賠償責任保険の団体契約をした幹事損害保険会社との協定書に基づく構成で、原則月に1回開催する。

(3) 専門審議会

報告のあった医事紛争につき、医療上の審案・対応について協議するため、随時開催する。

委員長は必要に応じて臨時委員を委嘱することができ、臨時委員は当該事案に関してのみ、専門審議会に出席し意見を述べることができる。

2 各審議会の議事はすべて非公開とする。

3 委員、審議会関係者及び関係の市郡地区医師会役員は、その業務に関し知り得た秘密を故なく漏らしてはならない。

(医師賠償責任保険)

第4条 本委員会は会員に対し、医師賠償責任保険の加入を推奨する。

日本医師会医師賠償責任保険の他、本委員会は東京海上日動火災保険(株)との協定書に従い団体契約を結び会員に有用な保険の普及を行う(取扱代理店 広医(株))。

2 日本医師会医師賠償責任保険の免責分の担保となり、少額の紛争解決に極めて有用ないわゆる 100 万円の医師賠償責任保険（100 万円保険）については原則全員加入とし、保険料（年額 6,010 円）は会員が負担することとする。但し、会員の申出により加入しないこともできる。

3 保険料の徴収は、広島県医師会会費賦課徴収規則第 5 条に準じて徴収する。"
（医事紛争処理）

第 5 条 医事紛争が発生した場合、当該会員は医事紛争報告書及びその他必要な書類を添付し、速やかに所属市郡地区医師会を経由して、会長に届け出るものとする。

2 会長は、医事紛争報告書を受理したときは速やかに本委員会にその処理を付託するものとする。ただし、日医医賠償保険に付託する事案については、日医医賠償保険紛争処理手続の定めるところによる。

3 本委員会は、役割に応じ各審議会等に振り分け対応する。

4 当該会員は審議会等に出席し、その事情を説明し、意見を述べることができる。

5 当該医事紛争が終結したときは、その結果を会長並びに関係市郡地区医師会長に報告するものとする。

（医事紛争報告受理の制限）

第 6 条 本委員会は、次の各号に該当する場合は、医事紛争報告書を原則として受理しない。

（1）会員が、事故報告をすることなく独自で事故処理を完了したもの。

（2）現代の医学により是認された医療行為でないもの。

（3）その他委員会において不相当と認めるもの。

2 第 1 項第 2 号の医療行為の範囲に疑義があるときは、本委員会の判定による。

（医事紛争処理費用に関する事項）

第 7 条 紛争処理費用（賠償金及び争訟費用）については、賠償責務者が加入する医師賠償責任保険等の保険金をもってこれに充てる。

2 前項に該当しない場合は、原則として当事者会員並びに賠償債務者の負担とする。

ただし、公益法人移行までの間は、本委員会において紛争解決のために必要と判断した費用については、1 件について 300 万円を超えない範囲内において理事会の決議により支出できるものとする。

（意見等の発表）

第 8 条 医師会の内外を問わず、本委員会取扱事案に関する意見及び論文等の発表は、本委員会の承認を得て行うこととし、個人の秘密は厳守する。

（細則の改廃）

第 9 条 本細則の改廃は、理事会の議決に基づいて行うものとする。"

（附 則）

第 1 条 この細則は平成 28 年 6 月 7 日から施行する。

第2条 平成26年6月8日前に本委員会が受理している医事紛争報告については、本委員会で協議の上、理事会及び代議員会の決議により従前の例によることができるものとする。